

生駒市公金管理運用指針

I 総 則

1 本指針の目的

生駒市が管理する公金について、管理の原則及び管理方法を定めることにより、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な公金管理を行うことを目的とする。

2 法令等との関係

公金の管理は、地方自治法、地方自治法施行令、地方財政法、地方公営企業法、地方公営企業法施行令及び生駒市の基金条例の定めるものを除くほか、本指針の定めるところによるものとする。

3 適用範囲

本指針は、生駒市が管理する公金について適用する。

4 公金管理の原則

公金管理にあたっては、優先度の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則とする。

(1) 安全性の確保

元本の安全性の確保を最重要視し、元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により保管・運用するとともに、預金先については金融機関の経営の健全性に十分留意する。

(2) 流動性の確保

支払い等に支障をきたさないよう必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備え、資金の流動性を常に確保する。

(3) 効率性の追求

安全性及び流動性を十分確保した上で、効率的な資金管理及び調達に努める。

II 公金管理の通則

1 公金管理の実施

(1) 保管・運用の基本

安全性の確保を最重要視し、流動性を確保しつつ、これらを前提として効率性を追求する観点から、公金全体の金融商品の構成が適正なものとなるよう努める。

(2) 調達の基本

資金不足に備えて調達を実施する際には、一時借入又は内部資金若しくは各会計間の繰替運用のうち、効率性の高い方法による。

(3) 取引手法

保管・運用及び調達にあたっては、競争性に優れた引合方式及び機動性に優れた相対方式のうち、資金状況や金利動向等に留意し、取引手法を選択する。

Ⅲ 金融商品の選択

1 保管・運用の原則

保管・運用にあたっては、当該商品を満期又は期限まで持切ることを原則とする。ただし、公金の安全性を確保するため必要な場合又は流動性を確保するためにやむをえない場合に限り、運用中の預金の解約又は債券等の売却を行うことができる。

2 歳計現金等

(1) 対象とする金融商品

歳計現金、歳入歳出外現金及び定額の資金を運用するための基金に属する現金並びに下水道事業会計及び病院事業会計に属する現金（以下「歳計現金等」という。）の保管は、次に挙げる預金又は債券により行う。

- ア 当座預金
- イ 普通預金
- ウ 別段預金
- エ 定期預金
- オ 国庫短期証券（T・Bill）

(2) 保管期間の上限

歳計現金等の保管は、一会計年度とする。ただし、下水道事業会計及び病院事業会計に属する現金の保管はこの限りではない。

(3) 預入先金融機関

Ⅲ 2 (1) に定める金融商品のうち、預金については、決算期（中間決算含む。）における経営状況を示す次の全ての項目が基準に該当する金融機関で、本市との事務処理等が円滑に行われる金融機関を預入対象とする。

- ア 自己資本比率が、国際統一基準の適用される金融機関にあつては8%、国内基準の適用される金融機関にあつては、4%を下回っていないこと
- イ 不良債権比率が、原則として10%を上回っていないこと
- ウ 決算状況において、3期連続して赤字でないこと

(4) 有価証券保管先機関

Ⅲ 2 (1) に定める金融商品のうち、有価証券については、保管先機関の固有財産との分別管理及び資金の決済業務等が確実に行われる機関で保管するものとし、定期的に保管状況等を確認する。

また、有価証券保管先機関については、次の各号に掲げる機関とする。

- ア 一定の事業規模（預かり資産2兆円以上）を有すること
- イ 地方自治体との取引において実績があること
- ウ 格付けが公表されている有価証券保管先機関については、長期債の格付けが

投資適格級（B a a 又はB B B以上）であること。

3 基金等

(1) 対象とする金融商品

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる基金に属する現金並びに下水道事業会計及び病院事業会計に属する現金のうち長期運用が可能である現金（以下「基金等」という。）の運用は、次に挙げるものとする。

ア Ⅲ 2 (1) に定める預金又は債券

イ 国債

ウ 政府保証債

エ 地方債

オ 金融債

カ 地方公共団体金融機構債

キ 財投機関債

ク 財投機関債に準ずる債券（発行時に一般担保及び財投機関の併存的債務引受条項が付いている債券をいう。）

(2) 運用期間の上限

基金等の運用は、資金計画やその設置目的等を勘案して、1年を超えて行うことができる。

(3) 預入先金融機関

Ⅲ 3 (1) に定める金融商品のうち、預金の取り扱いについては、歳計現金等に準ずる。

(4) 有価証券保管先機関

Ⅲ 3 (1) に定める金融商品のうち、有価証券の取り扱いについては、保管先機関の固有財産との分別管理及び資金の決済業務等が確実に行われる機関で保管するものとし、定期的に保管状況等を確認する。

なお、選定においては引合い方式によりもっとも有利な条件の証券会社から購入するが、同等の場合には日頃の提案内容や情報等のサービスも考慮し、市への貢献度等も含め総合的に判断する。

4 預入先金融機関の経営状況の監視

預入先金融機関の経営状況を早期に把握するため、必要に応じてⅢ 2 (3) のア～ウまでの項目を確認すること。

また、必要な場合には、預入先金融機関からのヒアリングを実施し、その内容を確認する。

Ⅳ 年度別公金管理運用指針の策定

当該年度の具体的な運用指針については、毎年度、当該年度開始後速やかに公金管理運

用委員会を開催し、策定するものとする。

附 則

この指針は、平成14年12月18日から施行する。

附 則

この指針は、平成26年2月4日から施行する。

附 則

この指針は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和6年10月7日から施行する。

附 則

この指針は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和7年4月30日から施行する。

附 則

この指針は、令和8年6月23日から施行する。